



鳥取県公報

令和 8 年 9 月 24 日（木）
第 9 8 2 4 号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	公共測量の実施（3 件）（611～613）（県土総務課） 2
	公共測量の終了（2 件）（614・615）（〃） 2
◇ 正 誤	令和 8 年 9 月 11 日付鳥取県公報第 9821 号中訂正 3

告 示

鳥取県告示第611号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定に基づき、国土交通省中国地方整備局倉吉河川国道事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

令和8年9月24日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 作業種類 公共測量（基準点測量）
- 2 作業期間 令和8年8月19日から同年12月28日まで
- 3 作業地域 東伯郡北栄町東園及び西園

鳥取県告示第612号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定に基づき、米子市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

令和8年9月24日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 作業種類 公共測量（基準点測量、地形測量及び応用測量）
- 2 作業期間 令和8年8月24日から同年9月30日まで
- 3 作業地域 米子市錦海町一丁目

鳥取県告示第613号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定に基づき、鳥取砂丘未来会議会長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

令和8年9月24日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 作業種類 公共測量（写真測量）
- 2 作業期間 令和8年8月31日から令和9年3月19日まで
- 3 作業地域 鳥取市浜坂及び福部町湯山

鳥取県告示第614号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定に基づき、伯耆町長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

令和8年9月24日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 作業種類 公共測量（応用測量）
- 2 作業地域 西伯郡伯耆町大原
- 3 終了年月日 令和8年3月27日

鳥取県告示第615号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定に基づき、鳥取県西部総合事務所日野振興センター所長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第39条において準

用する同法第14条第3項の規定により告示する。

令和8年9月24日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 作業種類 公共測量（基準点測量及び応用測量）
- 2 作業地域 日野郡日野町根雨
- 3 終了年月日 令和8年7月31日

正 誤

令和8年9月11日付鳥取県公報第9821号中次の箇所に誤りがあったので、訂正する。

頁 6

行 上から19

誤 令和8年8月18日

正 令和8年9月11日